**農業経営基盤の強化の促進に関する**

**基本的な構想**

**令和5年9月**

**設　楽　町**

**目　　次**

ﾍﾟｰｼﾞ

**第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　農業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

　　 2 農業構造の現状及び見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

　　 3　農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

4　農業経営基盤の強化の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

5　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標・・・・・・・4

**第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農**

**の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**・・・・・・・・・・・・・・ 5

**第2の2　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類**

**型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**・10

**第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

**第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、**

**その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**・・・・・・・・・・・・ 12

1　効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェ

　　　アの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

　　 2　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・12

**第５　農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項** ・・・・・・・・・・・・13

　　 1　利用権の設定等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

　　 2　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画

の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項・・・・・・19

　　 3　農地中間管理事業を促進する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

　　 4　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、

その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・ 20

　　 5　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行

う農作業の実施を促進する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

　　 6　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業23

　　 7　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成事業・・・・・・・・・・・24

　　 8　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業・・・・・・・・・・・25

**第６　その他**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

別紙１（第５の１の（１）⑥関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

別紙２（第５の１（２）関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

**第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標**

**１　農業の現状**

設楽町は、愛知県の東北部に位置し、急竣な山におおわれ、山林資源に依存した農山村地域であり、経営規模の小さい農家が大部分を占めている。昭和４０年代から経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸（夏秋トマト、鉢花等）の導入が盛んに行われた。

現在、本町では夏秋トマト、鉢花の産地としての地位を確立している。しかし、これら農家の高齢化、後継者不足が顕在化しており、町として産地を維持できるよう引き続き新規就農者の確保を図ることとする。また、今後、過疎化・高齢化により離農する農家が増え、優良農地であっても耕作者がいないケースも懸念されることから、耕種部門を中心に経営規模の拡大を志向する農家へ農地をあっせんしていくとともに、耕種農家、集約的経営を展開する園芸農家及び畜産農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

　このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に則し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

**２　農業構造の現状及び見通し**

本町の農業構造については、中山間地域ということもあり、過疎化、高齢化により、労働力の脆弱化が急速に進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。その一方、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

**３　農業経営の目標**

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和１４年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を実施する経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。また、過疎化や高齢化による労働力不足だけでなく、気候変動による影響に対応するため、ICT、AI、IoT等の先端技術を活用するスマート農業の現場実装により、農産物の収量と品質の向上や農作業省力化の推進を図る。

具体的な経営の指標は、本町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、下表のとおりとし、これらの経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 年間農業所得 | １人当たりの  年間労働時間 |
| 効率的かつ安定的な農業経営を実施する経営体当たり  概ね５６０万円 | 概ね１，８００時間 |
| 年間農業所得は、主たる従事者１人、家族労働者1.5人を想定して示している。 |
| 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標 | 主たる従事者１人当たり  概ね２５０万円 | 概ね２，０００時間 |

**４　農業経営基盤の強化の方策**

本町は、将来の設楽町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

　まず、本町は隣接する市町村とともに、担い手の確保・育成を推進するため、農業委員会、農業協同組合、県等の関係機関により構成した協議会を十分に機能させ、（農業委員会、農業協同組合、県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り）集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。更に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、前述の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

　なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう利用権の設定等を進める。

集落営農組織については、地域の実情に応じて農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度による法人化・組織化に向けた指導、助言を行う。更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県新城設楽農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県新城設楽農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

　特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。更に、本町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

　特に農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本町の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。このため、本町が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（３年目）及び満了年（５年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。更に、地域の面的な広がりを対象とした各種事業の今後の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

**５ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標**

(１) 新規就農の現状

本町の新規就農者は過去５年間で１０人であり、横ばい傾向にはあるが、依然として心許ない状況となっている。従来からの基幹作物である夏秋トマトの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(２) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(１)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から５年後)の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

　「愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新規就農者の確保目標年間２００人を踏まえ、本町においては年間３人の新規就農者の確保を目標とする。

(３) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

第１の３に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県新城設楽農業改良普及課や愛知東農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

（４） 地域（産地）で取り組む新規就農者の確保・育成

名倉地区では夏秋トマト、津具地区では夏秋トマト・ミニトマトが従来からの基幹作物として栽培されている。新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、愛知東農業協同組合と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても目標の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。また、基幹作物のみならず、本町の特性にあった作物であれば積極的に受け入れを行えるように愛知東農業協同組合や愛知県新城設楽農業改良普及課と連携し、支援体制を整えられるようにしていく。

**第２**　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関す

る営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

　第１の３に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型を次のとおり掲げる。

　主要な営農類型は、主たる従事者１人、家族労働者1.5人による経営体を想定した「効率的かつ安定的な農業経営」及び参考として農業所得５６０万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

＜効率的かつ安定的な農業経営を実施する経営体＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農  類　型 | 経　営　規　模 | 生　産　方　式 | | | | | 経営管理の  方　　　法 | | | 農業従事の  態　様　等 | | | |
| 水稲作 | ＜経営規模＞  水稲　 14ha    ＜作付面積＞  主食用米　7ha  酒米　　　4ha  加工用米 3ha | ＜資本装備＞  トラクター（60PS）　１台  田植機（６条植）　１台  自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ（４条）  １台  育苗施設　　　　　１式  トラック ２台  フォークリフト １台  倉庫　　　　　　 １棟  　　　　　　　　　　他 | | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施  ・社会保険等の加入  ・農繁期における臨時雇  　用従事者の確保 | | | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力２名。  農地の集積、適切な品種選択による作期分散。  乾燥調整はＪＡ共同利用施設に委託。  酒米は夢山水。加工用米にて生産調整。  助成金は加工用米20,000円／10a | | | | | | | | | | | | |
| 夏秋  トマト  (土耕) | ＜経営規模＞  トマト　　35ａ  ＜作付面積＞  35ａ | ＜資本装備＞  パイプハウス 　　35ａ  養液土耕栽培装置　２台  トラクター　　　　１台  管理機　　　　　　１台  作業場　　 １棟(40㎡)  動力噴霧機　　　 １台  軽トラック　　　 １台  他 | | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施 | | | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力２名、雇用１名。  施肥かん水量等栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ共選出荷。 | | | | | | | | | | | | |
| 夏秋  トマト  (隔離培地) | ＜経営規模＞  トマト　　35ａ  ＜作付面積＞  35ａ | ＜資本装備＞  パイプハウス　　　35ａ  養液栽培装置　　　２台  作業場　　　１棟(40㎡)  動力噴霧機　　　　１台  軽トラック　　　　１台  他 | | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施 | | | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力２名、雇用１名。  給排液等栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ共選出荷。 | | | | | | | | | | | | |
| 夏秋  ミニト  マト  (土耕) | ＜経営規模＞  ミニトマト25ａ  ＜作付面積＞  25ａ | | ＜資本装備＞  パイプハウス　　　25ａ  養液土耕栽培装置　１台  トラクター　　　　１台  作業場　　　１棟(50㎡)  動力噴霧機　 １台  軽トラック　　　 １台  重量選果機 １台  　他 | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | | ・家族経営協定の締結に  よる給料制・休日制の  実施 | | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力２名、雇用１名。  施肥かん水量等栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ出荷。 | | | | | | | | | | | | |
| 夏秋  ミニト  マト  (隔離培地) | ＜経営規模＞  ミニトマト25ａ  ＜作付面積＞  25ａ | | | | | ＜資本装備＞  パイプハウス 25ａ  養液栽培装置 　１台  作業場 １棟(50㎡)  動力噴霧機 　１台  軽トラック 　 １台  重量選果機 　 １台  　他 | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の分析 | | | | | ・家族経営協定の締結に  よる給料制・休日制の実施 | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力２名、雇用１名。  給排液等栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ出荷。 | | | | | | | | | | | | |
| 鉢　花 | ＜経営規模＞  鉢花　30ａ  ＜作付面積＞  シクラメン30ａ  花苗(ﾊﾞｰﾍﾞﾅ等)　 　　　　45ａ | | ＜資本装備＞  屋根型硬質ﾌｨﾙﾑﾊｳｽ 30ａ  ポッティングマシン １台  ｼｮｳﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ　　　 １台  フォークリフト １台  動力噴霧機　　　　１台  自動カーテン　　　30ａ  作業場　　　　　 100㎡  暖房機　　　　　　３台  他 | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施  ・臨時雇用従事者の確保 | | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・家族労働力２名、雇用１名。花苗は年1.5作。シクラメン花苗複合経営。  ・加温設備全てに底面吸水システム導入、かん水作業の省力化。  ・ポッティングマシンの導入による鉢土詰め作業の省力化。  ・シクラメン優良品種及びシクラメンに替わる新品目の導入  ・オリジナル品種育成の導入、仕立て方や作型改善など付加価値の高い鉢花生産の実施。  ・効率的な雇用の利用。 | | | | | | | | | | | | |
| 酪　農 | ＜経営規模＞  経産牛　　45頭 | | | ＜資本装備＞  乳牛舎　 　１棟  子牛舎 　　 　１棟  倉庫　　　 　　 １棟  ふん乾燥ハウス　　１棟  堆肥舎　 　　 １棟  糞尿攪拌機　　　　１機  パイプライン 一式  バルククーラー １台  給餌機　　　　　　１機  ホイルローダー　　１台  ダンプトラック　　１台 | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施  ・社会保険等の加入  ・必要に応じて酪農ヘルパーを活用 | |
|  | ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・家族労働力２名、雇用は酪農ヘルパーを利用。  ・後継牛は50%を自家育成（性判別精液の利用）。  ・後継牛以外の子牛は和牛あるいは交雑種を生産。  ・コンピューターを活用した経営数値の整理と分析。  ・自給粗飼料の活用。 | | | | | | | | | | | | |
| 和牛繁殖 | ＜経営規模＞  母牛　　 40頭  出荷頭数 45頭  (うち受精卵産子  8頭) | | | | ＜資本装備＞  繁殖・子牛牛舎 　１棟  育成牛舎 　１棟  倉庫　　　　　 　 １棟  堆肥舎　　　　 　 １棟  トラクター　　　　１台  ホイルローダー　　１台  ダンプトラック　　１台  マニュアルスプレッダ  　　　　　　　　　１台  発情発見システム　一式  動力噴霧機　　　　１台 | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | | ・家族経営協定の締結に  よる給料制・休日制の  実施  ・社会保険等の加入 |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・家族労働力２名  ・導入月齢10ヵ月、出荷月齢８～10ヵ月齢。  ・自給飼料の生産。  ・受精卵(ＥＴ)産子の活用。 | | | | | | | | | | | | |
| ブロイラー | ＜経営規模＞  常時飼養羽数  35,000羽  出荷羽数  138,000羽  施設回転率  ４回／年 | | | ＜資本装備＞  鶏舎　 　　 ２棟  自動給餌機 　 ６機  ボイラー　　　　　 ２基  動力噴霧機　　　　 １台  発電機　　　　　　 １台  ショベルローダー １台  ダンプトラック　 　１台  堆肥舎　　　　　　 １棟 | | | | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施  ・社会保険等の加入  ・農繁期における臨時  雇用従事者の確保 |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・労働力２名、臨時雇用。  ・出荷体重３ｋｇ、育成率98.5％、飼料要求率2.00  ・出荷のうち品質規格Ａ・Ｂ級が95％以上。  ・ウィンドウレス又はセミウィンドウレス又は防鳥ネットの設置。  ・パソコンを活用した計数管理と分析の実施。 | | | | | | | | | | | | |

＜ステップアップ経営体＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農  類　型 | 経　営　規　模 | | 生　産　方　式 | | 経営管理の  方　　　法 | | 農業従事の  態　様　等 |
| 鉢　花 | ＜経営規模＞  65ａ（うち雨よけハウス5ａ）  ＜作付面積＞  シクラメン40ａ  ｸﾘｽﾏｽﾛｰｽﾞ 20ａ  ﾁｪｯｶｰﾍﾞﾘｰ 20ａ  ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ 10ａ | | ＜資本装備＞  ガラス温室　　　　30ａ  硬質ハウス　　　　15ａ  ビニルハウス　　　15ａ  雨よけハウス　　　 5ａ  ポッティングマシン １台  フォークリフト １台  動力噴霧機　　　　１台  自動カーテン　　　45ａ  作業場　　　　　 100㎡  暖房機　　　　　　５台  他 | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施  ・臨時雇用従事者の確保 |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・家族労働力３名。雇用２名。  ・加温設備全てに底面吸水システム導入によるかん水作業の省力化。  ・ポッティングマシンの導入による鉢土詰め作業の省力化。  ・シクラメン優良品種・シクラメンに替わる新品目の導入。  ・オリジナル品種の育成。  ・仕立て方や作型改善など付加価値の高い鉢花生産の実施。  ・効率的な雇用の活用。 | | | | | | |
| 酪　農 | ＜経営規模＞  経産牛　　55頭 | ＜資本装備＞  乳牛舎　 　１棟  子牛舎 　　 　１棟  乾乳舎　　　 　　 １棟  ふん乾燥ハウス　　１棟  堆肥舎　 　　 １棟  糞尿攪拌機　　　　１機  パイプライン 一式  バルククーラー １台  給餌機　　　　　　１機  ホイルローダー　　１台  ダンプトラック　　１台 | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施  ・社会保険等の加入  ・必要に応じ臨時雇用の  活用 | |
|  | ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・家族労働力３名、雇用１名。  ・後継牛は50%を自家育成（性判別精液の利用）。  ・後継牛以外の子牛は和牛あるいは交雑種を生産。  ・コンピューターを活用した経営数値の整理と分析。  ・自給粗飼料の活用。 | | | | | | |
| 肉用牛  (交雑種） | ＜経営規模＞  常時飼養頭数 　　　　 500頭 | ＜資本装備＞  成牛舎　 　 ４棟  子牛舎　 　 ２棟  堆肥舎　　　　 　 ２棟  倉庫　　　　　　 １棟  自動給餌機　　　 ８機  ショベルローダー　１台  ダンプトラック　　１台 | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　分析 | | ・家族経営協定の締結に  よる給料制・休日制の  実施  ・社会保険等の加入  ・常雇用従事者の確保 | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・家族労働力３名、雇用１名。  ・地域未利用稲わらの収集・活用。  ・入手可能なら、エコフィードの導入。  ・パソコンを活用した経営数値の整理と分析。 | | | | | | |
| ブロイラー | ＜経営規模＞  常時飼養羽数  45,000羽  出荷羽数  178,000羽 | ＜資本装備＞  鶏舎　 　　 ３棟  自動給餌機 　 ９機  ボイラー　　　　　３基  動力噴霧器　　　　１台  発電機　　　　　　１台  ショベルローダー　１台  ダンプトラック　　１台  堆肥舎　　　　　　１棟  倉庫　　　　　　　１棟 | | ・青色申告の実  施  ・複式簿記の記  帳及び結果の  　分析 | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施  ・社会保険等の加入  ・常雇用従事者の確保 | |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  ・家族労働力２名、雇用３名。  ・出荷体重3.1kg、育成率98％、飼料要求率2.00  ・出荷のうち品質規格Ａ・Ｂ級が95％以上。  ・ウィンドウレス又はセミウィンドウレス及び防鳥ネットの設置。  ・パソコンを活用した計数管理と分析の実施。 | | | | | | |

**第２の２** **農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

第１の３に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

＜個別経営体＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農  類　型 | 経　営　規　模 | 生　産　方　式 | 経営管理の  方　　　法 | | 農業従事の  態　様　等 |
| 夏秋  トマト  (土耕) | ＜経営規模＞  トマト　　15ａ  ＜作付面積＞  15ａ | ＜資本装備＞  パイプハウス　　 15ａ  養液土耕栽培装置 １台  作業場 　１棟（40㎡）  軽トラック　 　　１台  トラクター　　 １台  動力噴霧機　　　 １台  管理機　 １台  暗きょ　　　　　 15ａ  他 | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施 |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力1.5名。  施肥かん水量等栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ共選出荷。  離農家の施設活用。 | | | | |
| 夏秋  トマト  (隔離培地) | ＜経営規模＞  トマト　　15ａ  ＜作付面積＞  15ａ | ＜資本装備＞  パイプハウス　　　15ａ  養液栽培装置　　　１台  作業場 　１棟（40㎡）  軽トラック　 　１台  動力噴霧機　 １台  他 | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | ・家族経営協定の締結に  　よる給料制・休日制の  　 実施 |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力1.5名。  給排液等栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ共選出荷。  離農家の施設活用。 | | | | |
| 夏秋  ミニト  マト  (土耕) | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ＜経営規模＞  ミニトマト10ａ  ＜作付面積＞  10ａ | ＜資本装備＞  パイプハウス　　　10ａ  養液土耕栽培装置　１台  トラクター 　 １台  作業場　 　１棟（40㎡）  軽トラック　　　　１台  形状選果機 　 １台  動力噴霧機　 　 １台  管理機　　　　　　１台  暗きょ　　　　　　10ａ  　他 | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | ・家族経営協定の締結に  よる給料制・休日制の  実施 | | ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力２名。  施肥かん水量等栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ出荷。 | | | | | | | | |
| 夏秋  ミニト  マト  （隔離培地） | ＜経営規模＞  ミニトマト10ａ  ＜作付面積＞  10ａ | ＜資本装備＞  パイプハウス　　　10ａ  養液栽培装置　 　 １台  作業場　 　１棟（40㎡）  軽トラック １台  形状選果機 　１台  動力噴霧機　 １台  　他 | | ・青色申告の実  　施  ・複式簿記の記  　帳及び結果の  　 分析 | ・家族経営協定の締結に  よる給料制・休日制の  実施 |
| ＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞  家族労働力２名。  給排液等栽培管理の記帳。栽培管理の記帳。  マルハナバチ利用。購入苗利用。  ＪＡ出荷。 | | | | |

**第３****第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**

　本町は、「愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第３「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」の関係機関の連携・役割分担の考え方に則しつつ、本構想の第５の６及び７に記載にあるとおり、農業を担う者の確保及び育成を行う。

**第４**　**効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

**１　効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積　シェアの目標**

第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

　（１）効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

|  |  |
| --- | --- |
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 | 備　考 |
| ６０％ | １　シェアの算定に当たっての  分母とする農用地は耕地面積とする。  ２　シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。 |

（２）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

　　効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針検証・改善を通じて、効率的且つ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

**２　農用地の****効率的かつ総合的な利用に関する事項**

　　農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

**第５**　**農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

　本町は、「愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第５「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町の農業の地域特性である稲作、施設野菜、施設花き、畜産等を主体とした単一（複合）経営を中心とする農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①　利用権の設定等に関する事業

②　第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

③　農地中間管理事業を促進する事業

④　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

⑤　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑥　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑦　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成事業

⑧　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

　これらの各事業については、各事業の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図られるよう努めるものとする。

ア　本町においては、ほ場整備率が５６％で、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権の設定等を重点的に実施する。それによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ　農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

**１　利用権の設定等に関する事項**

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

　①　耕作若しくは養畜事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ｱ)から(ｲ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ｱ)に掲げる要件）を備えること。

(ｱ)　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(ｲ)　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

　　イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

　　ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定す

る事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第１１条の５０第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第３項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成１４年法律第１２７号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

③　利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業

に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号。以下「改正法」という。）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第５条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア　その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とす

ることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に　継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第３条第３項第３号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。）のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

④　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号イからチまでに掲げる者に限る。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画(地域計画の策定される日まで又は令和７年３月３１日まで。以下同じ。) において行われる場合に限るものとする。

⑤　①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

　　利用権の設定等により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

　　①　本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から②のアからウの要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画を提出させる。

②　本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

　　　ア　当該開発事業の実施が確実であること。

　　　イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の

許可の基準に従って許可し得るものであること。

　　　ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

①　本町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積

を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

②　本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

　　①　設楽町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者

又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったとき は、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②　本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、

その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又

は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④　本町の全部又は一部をその実施区域とする農地中間管理機構は、その　区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等~~の実施~~が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤　②及び④に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定

める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

　　①　本町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合

には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

②　本町は、（５）の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善

団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利

用権の設定を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が　調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④　本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定

めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定す

る利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、

その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその

者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条

件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の

設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにす

る。

（７）農用地利用集積計画の内容

　　　農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

　　①　利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

②　①に規定する者が利用権の設定等（（１）の③に定める者である場合に

ついては、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地

の所在、地番、地目及び面積

③　①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者

の氏名又は名称及び住所

④　①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地

の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期

間）、借賃並びにその支払いの相手方及び方法（当該利用権が農業の経営

の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利で

ある場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び

決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律

関係

⑤　①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用

目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される

持分を含む。）並びにその支払い（持分の付与を含む。）の相手方及び方

法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥　①に規定する者が（１）の③に規定する者である場合には、次に掲げ

る事項

　　　ア　その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

　　⑦　①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

　　本町は農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

　　ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

　　本町は、農業委員会の決定を得て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

　　本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

　　利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（12）農業委員会への報告

　　本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを設楽町農業委員会に提出するものとする。

（13）紛争の処理

　　本町は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（14）農用地利用集積計画の取消し等

　　①　本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の③に規定する者（改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア　その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

②　本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア　（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の③に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

　　イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③　本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板への掲示により公告する。

④　本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消し

に係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

　　⑤　設楽町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。設楽町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

**２****第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項**

　本町は、農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設ける。地域の担い手と位置づけられた者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を受ける集落協定の代表、地域の農業者、当地域の農業に推進に関し取り組みたい者及びその他協議に必要な人材等を必要に応じて集め協議していく。開催時期は、必要に応じ随時開催するものとする。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せは、本町産業課が窓口となる。地域計画の区域の基準としては、農業者が農地を地続きで利用できると思われる区域で設定し、農業者から意見聴取し町が設定する。また、現状耕作している農地が飛び地や30ha以下のまとまった農地しかないところに関しては、担い手の確保が難しい地域のため、一体として設定する。

協議の日時や場所は、本町ＨＰや広報誌等で周知する。

本町は、協議した結果を取りまとめ、本町ＨＰや広報誌等で公表し、その結果を踏まえて地域計画を定める。

地域計画作成後は、地域計画の区域内の農用地等について、地域計画の達成に資するよう３も踏まえて農地中間管理事業を促進し、農用地利用集積等促進計画により利用権の設定等を行う。

なお、地域計画の作成後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合など情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更する。

**３　農地中間管理事業の促進に関する事項**

　　令和２年４月に農地利用集積円滑化事業が廃止となり、農地中間管理事業への移行が計画的に進むよう、また、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域の担い手への農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、設楽町や設楽町農業委員会、農業協同組合の関係機関が一体となって推進する。

**４****農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基**

**準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

　　本町は、地域の話し合いによる実質化された人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しを通じ、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

　　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

　　農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

　　①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

　　　ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

　　　イ　農用地利用改善事業の実施区域

　　　ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

　　　エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に

関する事項

　　　オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

　　　カ　その他必要な事項

　　②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行

方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

　　①　（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知)参考様式第６－１号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

1. 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３号第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　（２）に掲げる実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

　　　ウ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

　　　オ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

1. 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

　　④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

　　①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

　　　ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

　　　イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

　　　ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

　　　エ　農地中間管理事業の利用に関する事項

③　本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について

（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

　　　ア　②のｲに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分

について利用の集積をするものであること。

　　　イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

　　④　②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

　　①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要　な指導、援助に努める。

　　②　本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県新城設楽農業改良普及課、農業委員会、愛知東農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、協議会（これらの機関・団体）との連携をはかりつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

**５****農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業実施の促進に関する事項**

（１）農作業の受委託の促進

　　　本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

　　ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

　　イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

　　ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

　　エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

　　オ　地域及び作業後との事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

　　カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の消却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

　　　農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

**６　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項**

　本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

**７　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項**

第１に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(１) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

新城設楽農起業支援センター（愛知県新城設楽農業改良普及課内に設置）、愛知東農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、本町での就農に向けた情報(研修先、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(２) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって愛知県立農業大学校や愛知県新城設楽農業改良普及課、地域連携推進員、農業委員、農業経営士、愛知東農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などを共有しながら、巡回指導を行う他、面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないよう、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため本町新規就農者交流会への参加を促すとともに、本町認定農業者協議会と交流の機会を設ける。また、道の駅等の直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

営農指導に限らず、愛知県新城設楽農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(３) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については新城設楽農起業支援センター（愛知県新城設楽農業改良普及課内に設置）、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県新城設楽農業改良普及課、農業協同組合組織、本町認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

**８　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項**

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

　　本町は、１から７までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

　ア　本町は、県営土地改良事業農地環境整備事業（平成２８年度～令和５年度）によって川口地区・田峯地区の農地環境を整備し、生産性の向上に努める。

イ　本町は、水田営農活性化対策への積極的な取組によって、水稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

　ウ　本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

　　①　事業推進体制等

　　　本町は、協議会の機能を活かし（農業委員会、愛知県新城設楽農業改良普及課、農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ）、農業経基盤盤強化の促進方法について検討するとともに、令和１４年度に向けて第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方法等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

　　②　農業委員会等の協力

　　　農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

**第６**　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

　　　　附　　則

　この基本構想は、平成２９年４月１日から施行する。

　附　　則

　この基本構想は、令和４年４月１日から施行する。

　　　　附　　則

この基本構想は、令和５年９月１日から施行する。

別紙１（第５の１の（１）⑥関係）

　　次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（１）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　・・・旧法第１８条第３項第２号イに掲げる事項

　　○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

　　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

（２）農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

　　○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　　　・・・旧法第１８条第３項第２号イに掲げる要件

　　○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第６号、第８号若しくは第９号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

　　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の１（２）関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすりことが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権限に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間（又は残存期間） | ②賃借の算定基準 | ③賃借の支払方法 | ④有益費の償還 |
| １　存続期間は５年（開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適当と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて５年とすることが相当でないと認められる場合には、５年と異なる存続期間とすることができる。  ２　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。  ３　農用地利用集積計画においては、利用権の設定等（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。 | １　農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。  ２　採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。  ３　開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。  ４　借賃を金銭以外のもので定めようとする場  合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。  　　この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成１３年３月１日付け１２経営第１１５３号農林水産事務次官通知）第６に留意しつつ定めるものとする。 | １　賃借は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。  ２　１の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。  ３　借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。 | １　農用地利用集積計画おいては、利用権の設定等（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。  ２　農用地利用集積計画においては、利用権の設定等（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき設楽町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。 |
|  |  |  |  |

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。  ２　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算出し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。  ３　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３と同じ。 | Ⅰの③に同じ。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間 | ②損益の算定基準 | ③損益の決済方法 | ④有益費の償還 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。  ２　１の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 | Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①対価の算定基準 | ②対価の支払方法 | ③所有権の移転の時期 |
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までの所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有者の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 |